景表法

本サービスの使用にあたっては景表法に基づき、事実や根拠なく実際よりも良く見せかける表現は禁止しております。「No.1」などの表記の際にはその事実を保証する客観的根拠及び第三者機間による調査結果等を明記するようお願いいたします。以下の行為は利用規約上でも禁止しております。

第 12 条

- ・(18)虚偽の情報を本サービスの登録に必要な情報に登録および本サービスに投稿する行為。
- ・(26)過度な効能効果を謳った記載、また景品表示法違反に抵触する掲載を行う行為。 また、以下の表現にもご注意ください。
- ・「完全」、「完璧」、「絶対」などを意味する用語や、「安全性」を意味する用語は断定的に 使用できません。
- ・「万全」、「万能」、「何でも」等効果が万能万全であることを意味する用語は、断定的に 使用できません。
- ・最上級を意味する用語は客観的事実に基づく具体的数値又は根拠のある場合を除き使用できません。
- ・「日本初」、「世界一」、「抜群」、「第1位」、「当社だけ」等の優位性を意味する用語は、 客観的事実に基づく具体的数値又は根拠のある場合を除き使用できません。

その他運営事務局による独自判断で修正を依頼させていただく場合がございます。修正が確認できない場合はサービスの制限や利用停止をさせていただくことがありますのでご了承ください。

医師法・医療法・薬機法

医師ではないものが医業や医師又はこれに紛らわしい名称を使用することや、医療行為や医療 機関である、疾病などの治療等であるという誤認を生む表現はできません。以下の行為は利用 規約上でも禁止しております。

第 25 条

- ・(24)医療器具を用いる施術、また医療免許を行使して行う施術を行う行為。
- ・(25)薬機法に違反する化粧品等を施術に使用する行為。

また、以下の表現にもご注意ください。

・美容サロン、エステや整体師の場合医療機関ではないため、医療行為ないしは医療行為の誤認の恐れがある記載や、使用する機器については医療機器であるがごとく、また医療機器の誤

認の恐れがある記載は薬機法違反となる可能性があります。

- ・整体師は医師、あはき師等の有資格者ではないため、医療行為やあはき業等の医療類似行為 の広告表示はできません。
- ・化粧品を使用する場合、化粧品の標榜できる効能効果の表現には制限があり、標榜できる効果効能外の表現はできません。
- ・医薬部外品や薬用化粧品を使用する場合、標榜できる効果効能範囲は決められており、逸脱 した場合薬機法違反になることがあります。

•